



宮 崎 県 公 報

平成23年12月20日（火曜日）号外 第 86 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料（送 料 共） 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁	○宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………（会計課） 1
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総合政策課） 1		教育委員会規則
		○宮崎県スポーツ推進審議会規則…………… 2

規 則

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第51号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則（平成12年宮崎県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第 3 条 [略] 2 条例別表14の3の項(2)の特定公共的施設で規則で定めるものは、人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則別表第1の第1の表特定公共的施設の欄に掲げるものとする。	第 3 条 [略]

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第52号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第1（第3条関係） [略] 2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(532) [略] (533)～(537) [略] [略]	別表第1（第3条関係） [略] 2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(532) [略] <u>(533)サービス付き高齢者向け住宅事業の登録申請手数料</u> <u>(534)～(538)</u> [略] [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

宮崎県スポーツ推進審議会規則をここに公布する。

平成23年12月20日

宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子

宮崎県教育委員会規則第12号

宮崎県スポーツ推進審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎県スポーツ推進審議会条例（平成23年宮崎県条例第53号）第5条の規定に基づき、宮崎県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定める。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会の会議を主宰し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、県教育庁スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるほか、審議会運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(宮崎県スポーツ振興審議会規則の廃止)
- 2 宮崎県スポーツ振興審議会規則（昭和37年教育委員会規則第5号）は、廃止する。